

中期目標（案）	中期計画（案）
<p>我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島はいまなおロシアの不法占拠の下に置かれており、その返還は日本国民の一致した願いである。</p> <p>我が国は、北方四島の帰属の問題を解決して日露平和条約を締結し、両国間に真の相互理解に基づく安定的な関係を確立することを一貫した基本方針としており、そのための外交努力が重ねられてきたところであるが、その外交交渉を支える力として、北方四島の返還を求める一致した国民世論の存在が必須である。</p> <p>これまでの多年にわたる国民世論の啓発活動及び全国民的な北方領土返還要求運動の推進により、国民的な合意が形成されてきているが、北方四島の早期返還を実現するためには、今後より一層強力な国民世論の高揚とその持続が必要である。</p> <p>また、北方四島の元居住者は、旧ソ連の占拠により島を追われ、引揚げを余儀なくされ、その後、北方領土問題が未解決であるため、特殊な地位に置かれている中で、北方四島の早期返還の強い願いを持ち続け、返還要求運動の中で重要な役割を果たしてきており、これら元島民等に対する援護のための施策を実施することが必要である。</p> <p>このような背景のもと、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ることを目的として設立される独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）は、領土問題という国家存立の基盤に関わる問題について、国と国民とを結ぶ重要な機能を担うことが期待されており、国民世論の啓発、調査研究及び元島民等に対する援護の業務を行うとともに、「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」に基づき、元島民等の事業の経営と生活の安定に必要な資金の貸付業務を行うこととされている。</p> <p>このような役割を果たすため、「独立行政法人通則法」第 29 条の規定に基づき、協会が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p>	<p>「独立行政法人北方領土問題対策協会」（以下「協会」という。）は、中期目標に掲げられた事項を確実に実施し、その目標を達成するため、この計画を作成する。</p>

1. 中期目標の期間

協会の中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6月間とする。

2. 業務運営の効率化に関する事項

一般管理費(人件費等を除く。)について、中期目標期間の最終年度(19年度)における当該経費の総額を、特殊法人時の最終年度(14年度)に対して、26%抑制することを目標とする。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 国民世論の啓発に関する事項

北方領土の返還を求め一致した国民世論の高揚とその持続を図るため、以下の業務を行う。

北方領土返還要求運動の推進

返還要求運動を推進する関係団体との連携を図り、中期目標期間中の全国における各種大会、講演会、研修会、署名活動等に対する支援について、毎年度100回以上の水準を保つこと等により、北方領土返還のための国民運動を推進する。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

一般管理費(人件費等を除く。)について、中期目標期間の最終年度(19年度)における当該経費の総額を、特殊法人時の最終年度(14年度)に対して、26%抑制することを目標とする。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 国民世論の啓発に関する事項

北方領土返還要求運動の推進

全国に設置されている「北方領土返還要求運動都道府県民会議」との組織的、継続的な連携を確保するとともに、返還要求運動に取り組む民間団体と緊密な連絡を図り、これらの組織・団体が実施する各種大会、講演会、研修会、署名活動、啓発資料の配布等の事業を支援する。

これにより、中期目標期間中の各種大会等に対する支援について、毎年度100回以上の水準を保つとともに、定期的な見直しを行う。

<p>青少年や教育関係者に対する啓発の実施</p> <p>次代の返還要求運動を担う青少年や教育関係者に対して、北方領土問題の啓発を行う。</p> <p><u>その際、啓発事業の参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の参加者から満足との結果を得る。</u></p> <p>インターネット等を活用した情報の提供</p> <p>従来からの媒体に加え、インターネット等を活用して北方領土問題や北方領土の現状等に関する情報提供を行う。</p> <p>北方四島との交流事業の実施</p>	<p>「北方領土を目で見る運動」の一環として、根室地域に建設された啓発施設「北方館」等の充実を図るとともに、意見箱を設置し、施設に対する要望等をきめ細かく把握する。</p> <p>青少年や教育関係者に対する啓発の実施</p> <p>(ア) 返還要求運動の「後継者対策」を重点的に推進するため、全国の青少年、教育関係者等に対する研修会を根室市において開催する。</p> <p><u>その際、研修会の参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の参加者から満足との結果を得る。</u></p> <p>(イ) 学校教育における北方領土教育の充実を図る環境を整備するため、都道府県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設立を推進する。</p> <p>インターネット等を活用した情報の提供</p> <p>従来からの刊行物、パンフレット等の媒体に加え、ホームページを通じて関連資料・データを幅広く提供し、国民への啓発を行う。</p> <p>また、北方領土問題に関心を持つ学生、教育指導者、その他の国民が関連資料・データに関する所在情報を容易に得られるようホームページを整備する。</p> <p><u>これにより、中期目標期間中におけるホームページへのアクセス件数は、毎年度 10 万件を目標とする。</u></p> <p>北方四島との交流事業の実施</p>
--	--

北方領土問題解決のための環境整備を目的として、北方四島在住のロシア人との相互理解を促進するため、日露両国の合意に基づいて設定された旅券・査証なしで行う相互訪問の枠組み（「北方四島交流」という。）の下に、北方四島に在住するロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を行う。

その際、事業参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の参加者から満足との結果を得る。

(2) 北方領土問題等に関する調査研究

協会において、有識者の意見を聴取しながら、北方領土問題等に関する調査研究を進め、国民世論啓発等に役立てる。

(ア) 元島民、返還運動関係者等の北方四島への訪問

北方四島交流の対象となる人々（元島民、返還運動関係者等）の北方四島訪問のため、各種団体の推薦者からなる訪問団を組織し、目的に応じた効果的な訪問事業を実施し、又は支援する。

その際、事業参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の参加者から満足との結果を得る。

(イ) 北方四島在住ロシア人の受入

北方四島在住ロシア人の受入に当たり、受入地の態勢等を準備し、目的に応じた効果的な事業を実施する。

(ウ) 専門家の派遣・受入

専門家の交流事業を実施し、又は支援する。特に、北方四島在住ロシア人に対して、日本語習得の機会を提供するため、日本語講師派遣事業を実施する。その際、日本語講師に対して、報告書を提出させて事業の展開に反映させる。

(2) 北方領土問題等に関する調査研究

北方領土問題に関連する諸分野に関する研究者、実務家等を構成員とする研究会を開催し、北方領土問題に係る歴史的、政策的研究、現状の分析、外交交渉当事者との意見交換等を行うなど調査研究を進める。

また、研究会が中心となり、内外の関連分野の研究者等を招致し、国際シンポジウム等を開催する。

研究会及び国際シンポジウムにおける成果については、適宜取りまとめ、国民世論啓発等に役立てるとともに、年3回以上公表する。

(3) 元島民等に必要な援護等に関する事項

北方四島の元島民等は、北方領土問題が未解決であるため、特殊な地位に置かれている一方、返還要求運動において重要な役割を果たしてきており、これら元島民等に対して貸付業務をはじめとする援護等のための事業を、以下のように実施する。

元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支援

元島民等により構成される団体が行う返還要求運動や資料収集等の活動に対して支援を行う。

元島民等による自由訪問

元島民及びその家族による北方四島の元居住地へのふるさと訪問のための事業を行う。

北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施

北方地域旧漁業権者をはじめとする元島民等に対する援護措置であるという趣旨を踏まえつつ、元島民等に対する事業資金、生活資金の貸付業務を実施。

(3) 元島民等に対する必要な援護等に関する事項

元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支援

(ア) 元島民等により構成される団体が行う街頭署名活動等の返還要求運動を支援する。

(イ) 戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言の収集及び保存活動を支援する。

元島民等による自由訪問

北方四島への自由訪問を元島民等により構成される団体に委託して実施するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を行う。

北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施

元島民等に対する援護措置であるという趣旨を踏まえつつ、貸付業務が、元島民等のニーズに応じて、効果的・効率的に実施できるよう、以下のように努める。

(ア) 融資説明・相談会の充実強化

道東を中心に全道、全国に散在する対象者に対し、融資内容、生前承継制度等の周知を図る融資説明・相談会を法対象者が多く居住する地区 10カ所で開催する。

(イ) 関係金融機関との連携強化

融資制度に対する理解と協力を得られるよう、関係金融機関との連携を一層強化し、制度利用の円滑化を図る。

(ウ) 生前承継の促進

<p>4．財務内容の改善に関する事項</p> <p>「2．業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成、当該予算の範囲で業務運営を行うこと。</p>	<p>平成8年に導入された融資資格の生前承継制度について、その内容、手続き等の周知徹底を図り、その利用を促進する。</p> <p>3．予算（人件費の見積もりを含む。）収支計画及び資金計画 < 検討中 ></p> <p>4．短期借入金の限度額 < 検討中 ></p> <p>5．重要な財産の処分等に関する計画 < 検討中 ></p> <p>6．剰余金の使途 < 検討中 ></p> <p>7．その他主務省令で定める業務運営に関する事項 < 検討中 ></p>
---	---